(五)　国は、(一)～(四)の施策に関し具体的に講ぜられる措置について、被災者に対し必要な情報を提供するための体制整備に努めるものとすることとした。（第一二条関係）

4　放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等（第一三条関係）

(一)　国は、被ばく放射線量の推計、被ばく放射線量の評価に有効な検査等による被ばく放射線量の評価その他必要な施策を講ずるものとすることとした。

(二)　国は、被災者の定期的な健康診断の実施その他東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査について、必要な施策を講ずるものとし、この場合において、少なくとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者（胎児である間にその母が当該地域に居住していた者を含む。）及びこれに準ずる者に係る健康診断については、それらの者の生涯にわたって実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられるものとすることとした。

(三)　国は、被災者たる子ども及び妊婦が医療（東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう。）を受けたときに負担すべき費用についてその負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとすることとした。

5　意見の反映等、調査研究等及び成果の普及、医療及び調査研究等に係る人材の養成、国際的な連携協力、国民の理解及び損害賠償との調整

国は、3及び4の施策の具体的な内容に被災者の意見を反映し、当該内容を定める過程を被災者にとって透明性の高いものとするために必要な措置を講ずるものとすること、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調査研究及び技術開発（以下「調査研究等」という。）を自ら実施し、併せて調査研究等の民間による実施を促進するとともに、その成果の普及に関し必要な施策を講ずるものとすること、放射線が人の健康に与える影響、放射線からの効果的な防護方法等に関する学校教育及び社会教育における学習の機会の提供に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとすること等とした。（第一四条～第一九条関係）

6　附則

(一)　この法律は、公布の日から施行することとした。（附則第一条関係）

(二)　国は、2(一)の調査その他の放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直すものとすることとした。（附則第二条関係）

◇劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（法律第四九号）（文部科学省）

1　総則

(一)　この法律は、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

(1)　この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいうこととした。

(2)　この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいうこととした。（第二条関係）

(三)　劇場、音楽堂等の活性化に当たり、劇場、音楽堂等の事業並びに劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等、国及び地方公共団体の役割について定めることとした。（第三条～第七条関係）

(四)　劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（以下「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めることとした。（第八条第一項関係）

(五)　国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置等を講ずるよう努めることとした。（第九条関係）

2　基本的施策

(一)　国際的に高い水準の実演芸術の振興等

国は、独立行政法人、地方公共団体又は運営する民間事業者に対し、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るための施策等を講ずることとした。（第一〇条第一項関係）

(二)　国際的な交流の促進

国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援等を講ずることとした。（第一一条関係）

(三)　地域における実演芸術の振興

(1)　地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施等を講ずることとした。

(2)　国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、(1)に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援等を講ずることとした。（第一二条関係）

(四)　人材の養成及び確保

国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施等を講ずることとした。（第一三条関係）

(五)　国民の関心と理解の増進

国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施等を講ずることとした。（第一四条関係）

(六)　学校教育との連携

国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供等を講ずることとした。（第一五条関係）

(七)　劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針

文部科学大臣は、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴き、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を策定又は変更することができることとし、その時は、遅滞なく、これを公表することとした。（第一六条関係）

3　施行期日等

(一)　検討

政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

(二)　この法律は、公布の日から施行することとした。
